

## 雲夢秦簡と韓非子

森田, 邦博  
九州大学大学院

<https://doi.org/10.15017/18076>

---

出版情報：中国哲学論集. 9, pp.17-33, 1983-10-01. 九州大学中国哲学研究会  
バージョン：  
権利関係：



# 雲夢秦簡と韓非子

森田 邦博

## (一)

一九七五年、湖北省雲夢縣睡虎地において、十二基の古墓が発掘された。そのうちの二基、「M十一」と名づけられた墓から、約千百にのぼる多数の竹簡が発見された。

それらは、内容上から次の十種に区分されている。(1)

- (1) 編年記 (前三〇六から前二一七までの年譜)
- (2) 語書 (南郡守が管下の吏士に下した勸戒の書)
- (3) 秦律十八種 (秦の行政に関する法律)
- (4) 効律 (国有財産、兵器などの取扱いに関する法律)
- (5) 秦律雜抄 (軍事・官吏の任免など様々な法律のあつまり)
- (6) 法律答問 (秦律の解釈)
- (7) 封診式 (刑事事件の処理に関する規則)
- (8) 為吏之道 (下級官吏の教科書。官吏としてのあり方を説く)
- (9) 日書〔甲種〕 (占いの書)
- (10) 日書〔乙種〕 (右に同じ)

このうち、(1)の「編年記」について言えば、秦昭王元年(前三〇六年)より、始皇三十年(前二一七年)に至る事跡を簡潔に記したものである。今、その一部を挙げてみるならば、次の如くである。

(昭王) 廿九年 攻安陸。

卅五年 攻大壘(野)王。十二月午鷄鳴時、喜産。

今元年 喜傳。

三年 卷軍。八月喜掄史。

六年 四月、為安陸令史。

七年 正月甲寅、鄢令史。

十二年 四月癸丑、喜治獄鄢。

十三年 從軍

廿七年 八月己亥 逢食時産穿耳。

『廿八年』今過安陸。

廿九年

卅年

このように、国家の大事と、「喜」なる人物、及びその一族の動静とを中心に、書かれているものである。

「喜」についていえば、彼は秦始皇の初年に官吏となり、主に法刑と関係の深い職務に就き、また從軍もしていることがわかる。

この編年記は、始皇三十年をもって終っている。この年、喜は四十六歳であること、及び、墓の中の人骨が推定四十五歳位であることの二つが符合することから、この墓に葬られているのは、「編年記」に見える「喜」であり、彼は始皇三十年に亡くなった、と考えることができる。

ここにあげた十種の竹簡の中には、法律に關係の深いものが多いが、これらは、「喜」が生前その職務において使

用していたもの、と考えることができよう。

これらの竹簡、特に秦律の解釈例を多数収めている「法律答問」を詳しく見てゆくことによつて、秦代の法の生きた姿を明らかにし、そこから、従来、代表的な法家とされてきた韓非について、その思想をいかに位置づけるべきであるか、ということを考え直してみたい、とするのが本稿の企図である。

## (二)

それでは、「法律答問」の内容とはいかなるものであろうか。

律に曰う。「鬪いて人の耳を夫<sup>(3)</sup>（決）さば耐」と。今夫耳は、故<sup>もと</sup>、穿たず。夫する所は珥の入る所に非ざる毆<sup>(也)</sup>。可<sup>(何)</sup>に論ぜん。律の謂う所は、必ずしも珥の入る所乃ち夫と爲すに非ず。男女の耳夫裂せば、皆耐に當つ<sup>(4)</sup>。

「云夢睡虎地秦墓 四五〇簡」

ここに引用され、論じられている律とは、「商鞅伝え受け、法を改めて律となす」（晋書刑法志）といわれている、あの商鞅の律に相違ないと思われる。なぜなら、始皇三十年以前の秦において、商鞅以外に大規模な律の改廃が行われたという記録は存在しないからである。

つまり、「孝公・商君死し、恵王位に即くに及び、秦法未だ敗れざるなり」（韓非子・定法）といわれる如く、商鞅の法は彼個人の破滅とともに廃止されることなく、その後もなお、秦國に於いて施行され、代々受け継がれたものである。

また、この資料の内容についていえば、「律に曰う所は、必ずしも珥の入る所、すなわち夫と爲すに非ず」とあるように、律の文言の意味を、具体的事情に即して確定することを行っていることがわかる。

そこで、「法律答問」全体について見るならば、全百八十七条のうち、「可<sup>(何)</sup>謂……」と始まる木簡が二十条以上あり、文中に用いられた例まで含めると、さらにその数は増える。「何をか……と謂う」とは、律の中の特定の文言の意味の確定を求めているからである。

それはいいかえると、法の解釈を行っていることにほかならない。

つまり、「法律答問」は問答の形式による律の解釈書である、と基本的には言つてよいであろう。

しかしながら、「法律答問」の中には、単なる文言解釈では済ませられないものが見られる。

可(何)をか犯令、法令と爲す。律に謂う所の者は、令に曰く「爲す勿れ、而して之を爲せ。是を犯令と謂う。令に曰く「之を爲せ、爲さ弗れ」と。是を襲(法)令と謂う殴(也)。廷行事は皆「犯令」を以て論ず。

(前掲書 五一二簡)

ここに廷行事とあるが、これは王念孫<sup>(5)</sup>の言う如く、旧例成法のことを意味すると考えるべきである。また、廷とは官庁の意味のこともあるが、この場合、法廷のことを指す、と考へて差し支えない。

従つて、この資料では、商鞅の時に成立したと思われる基本法規である律と、歴代の君主の命令である令とが、相互に抵触した場合の合理的な調整を果す役割を持つて、法廷における前例・判例を引用しているのである。また、

人を告ぐるに、百一十を盗すと。問うに、百を盗す。告ぐる者は可(何)に論ぜん。贖二甲に當つ。盗するは百にして、即ち端もて盗すること十錢を駕(加)う。告ぐる者を問うに、可(何)に論ぜん。贖一盾に當つ。贖一盾とは律に應ず。然りと雖も廷行事には、不審を以て論じ贖二甲とす。

(前掲書 四〇八簡)

と、いつており、律の規定によれば、贖一盾に相当するにもかかわらず、廷行事によつて、贖二甲にあたる、とするのである。

この場合は、さきの律と令との調整に比し、一層積極的な律に対する働きかけが行われている。

ここでは律が、後世に成立した。法廷における前例・判例にすぎない廷行事によつて、事実上の変更を加えられているのである。

これを単に、為政者側の支配に有利な解釈を加えた、と考へるのは偏つた見方といわねばならない。

立法者である商鞅が立法の際に目指した意図と、現実の変化とが見過すことのできぬほどに乖離し、誰にも不利益を与えるようになったとき、合理的な修正を加えることが要請された、ということに過ぎないのである。

これらの例から明らかな如く、中国——特に秦代——の法は、固定していて融通など全くきかないのだ、という常

識的な考えとはまるで異っているのが「法律答問」なのである。ここでは、法は決して硬直してはいないし、恣意的でもない。

「法律答問」の法は、具体的事件に即して文言の意味を確定してゆき、時には文言にかかわらず、個別的妥当性を追究してゆく。そのような積み重ねの中から、前例・判例が生じ、それが反って法を制約し修正するに至る。

このような過程を経ることによって、法は絶えず修正され、変動しているものなのである。

言い換えるならば、法はそれ自体のダイナミズムを有し、発展するのである。法はその規範によって社会を規制する一方で、社会から影響を被り、かくして社会とともに発展してゆくものなのである。

次に、「雲夢秦簡」における法のあり方を、国家権力と家族との関わりにおいて、見ることにしたい。

子を擅に殺さば、黥して城旦・舂となせ。其の子、新らたに生れて、怪物其の身に有り、及び不全なり。而して之を殺すは罪する勿れ。今、子を生み、子の身全き毆(也)。怪物母(無)し。直、子多きを以ての故に、其の生くるを欲せず。即ち擧げずして之を殺す。可(何)に論ぜん。子を殺す、と爲せ。(前掲書 四三九簡)

この資料の前半部「罪する勿れ」までは明文はないが、後半部との関係から考えて律の引用であることは間違いない、と思われる。そうすると律では、親は理由なく子を殺した時には、城旦・舂という勞役刑に処せられると規定されていたわけである。

ところが、次のような場合には、異った規定が存在していた。

公室告とは「何」ぞ毆(也)。非公室告とは可(何)ぞ毆(也)。賊の殺・傷し、它人に盜すは公室と爲す。子、父母に盜し、父母、子及び奴妾を擅に殺し刑し髡するは、公室告と爲さず。(前掲書 四七三簡)

つまり、刑罰を「公室告」と「非公室告」との二つに分けて、取り扱っているのである。この場合「公室告」とは、殺人・傷害・窃盜といった、公権力の保護によって侵害行為を禁圧する必要がある犯罪類型を指す。これに対し「非公室告」とは、公権力の介入がなくとも秩序維持が可能であり、その方がむしろ望ましい、と考えられていた犯罪類型であるように思われる。

この場合について言うならば、子が父母の物を盗み、父母がその子を殺し、又は、奴妾を殺し刑傷し髡した時には、

家父長の権限の下に為された行為であるので、公権力は介入しない、というのである。

「非公室告」にあたる罪を無理に告訴しても、

子、父母を告げ、臣妾、主を告ぐるは非公室告なり。聴く勿れ。

(前掲書 四七四簡)

とあるように、受理されることはないのである。

このような「非公室告」という概念が生じて来たのは、いかなる理由によるものであろうか。

公権力の介入がなくとも秩序維持が可能であるということは、公権力に代って秩序維持にあたる主体が存在する、ということである。それは第一次的には、さきほど見たように家父長なのであるが、それを後ろで支えていたのは、郷党集団ではなかったらうか。漢代及びそれ以前には、人々は農民をも含めて城郭内に居住しており、里を単位として相互扶助的な団結を有していた。そこでは、共同の祭祀が行なわれ、精神的なまとまりをも有していたのである。宇都宮清吉氏は、

儒學は、郷村における、もつとも普通な民衆の家族生活が、その具體的な場となされている哲學である。……儒學における實踐道徳として、もつとも重く見られる孝とは、民衆の日常生活の基礎となっている、家族のモラルである。

(古代帝國史概論) (6)

と論じておられる。

秦においては、他國に比し儒家的伝統が少なかったにせよ、なお右の如き家族内の事柄については、郷党の団結が強い影響力を有し、公権力の介入を阻んでいたためであると考えることができよう。

以上のように見てくると、秦の法の実態は、秦の専制権力が必ずしも貫徹していないことを、我々に示していることがわかるのである。そこには固定的でなく、解釈による法の創造を許す柔軟な法が存在し、また、家族内の事件には、敢て介入しようとはしない法が存在していたのである。

つまり、従来、法による強力な統治を謳われていた秦においてさえ、その法は万能というにはほど遠い状態であったわけである。

さてこの章を終るにあたって、「法律答問」の資料としての性格について、補足して論じておく必要がある。

それは、地方性について、である。つまり、墓主喜の経歴は、郡県の下級官吏に止まるものでしかなかった。従つて、「法律答問」は、たかだか一地方の実態をあらわしているに過ぎず、秦国全体の法の運用と、どれだけ関わるものであったかは判らない、という疑問が生ずるかもしれない。

しかしながら、そのような危懼は当たっていない。中央で、秦国全体に施行される法の運用にあつていたのは、官僚たちである。では彼らはいかなる出身の人々であつたか。それは、後世「任子」と呼ばれる大官の子弟か、もしくは郡県より推挙された人々であつた。このうち後者の、郡県より推挙される者は、多く郡県の属官のうち、成績の良い者であつた。

秦の御史の郡を監する者、ともに事に従いて常に之を辨ず。何、すなわち泗水卒史に給し、事第一なり。秦の御史、入りて言いて何を徴さんと欲す。何、固く請いて行くことなきを得たり。  
(史記 蕭相国世家)

また、「明主の吏は、宰相、必ず州部より起り、猛将、必ず卒伍より發る」(韓非子 顯學)という言葉もあり、事実、あの李斯は「年少の時、郡の小吏と爲る」(史記 李斯列伝)とあつて、初めは地方の属吏にすぎなかつた。

だから、当時においては、地方の属僚といえども、中央の官職に転じ、やがては宰相にまで至ることも充分可能であつたわけである。そうして、後世とは異なり、士人たる官僚と庶民たる吏とは、明確に分離されておらず、「任子」出身者と郡県の属僚出身者との対立感情も、問題にするほどのことはなかつた、と思われる。

つまり、当時、法の運用にあつていた人々は、地方と中央とを問わず、一つの官僚社会に属していたわけである。従つて、この「法律答問」は、単に郡県レベルの法の運用に限定された資料ではなく、秦国全体の法の運用に関係する資料であると考えて差支えないのである。

さて、秦における法の現実の態様は、右にのべたとおりであつた。その秦の法に對し、従来、最も強い影響を与えた、と言われている韓非の思想を次に検討し、その影響の有無を判断することにした。

### (三)

韓非は、韓の諸公子として生れ、戦国時代の最末期を生きた思想家である。彼の秦との関係については、

秦王、孤憤五蠹の書を見て曰く、嗟乎、寡人、この人を見、これとともに遊ぶを得れば、死すとも恨みずと。

(史記 老莊申韓列伝)

とあって、史記によれば秦王の韓非の著作に対する傾倒ぶりは非常なものであって、韓非の死後も、同門の李斯がその思想を実践したといわれている。

そこで、以下、まず韓非の思想の概要をとりまとめておく必要がある。

現在、我々は韓非の名を冠した著作として、「韓非子」五十五篇に接することができるのであるが、これは、先秦の著作の例にもれず一人、一時の作ではなく、後学に至るまで書きつがれた篇を、後に一書にまとめたものである。従って、「韓非子」の中から、韓非その人の思想を伝えている篇を取り出してからでなければ、韓非の思想を論じることができない。その作業は、すでに先学によって為されており<sup>(7)</sup>、それによれば韓非の自作と認められる篇は、孤憤・説難・姦劫弑臣・五蠹・顯學の諸篇であるといわれている。それゆえ、私もこれらの篇によって、韓非の思想を論ずることにしたい。

韓非が生きた時代には、戦国のたび重なる戦禍と政治的社会的混乱とがあった。彼は、問いかける。このいつ果てるとも知れぬ混乱をひき起し、それを過める術をも知らないかに見える人間とは、一体いかなる存在なのであろうか、と。それに対する彼の答は、

民の故計は、皆安利に就き、皆危窮を避く。今、之が爲めに攻戦して、進めば則ち敵に死し、退けば則ち誅に死す。則ち危し。私家の事を弄て、汗馬の勞を必し、家困しみて上、論せず。則ち窮せり。窮危の在る所、民安んぞ避くるなきを得んや。

(韓非子 五蠹)

また、

夫れ安利なる者は之に就き、危害なる者は之を去る。此れ人の情なり。

(韓非子 姦劫弑臣)

である。つまり、人間は皆、安逸と利益とを求めて行動し、そのままでは善におもむくことはない、という考えなのである。

このような考え方には、韓非が修学したといわれる荀子の人間観の影響が見られることは明らかであろう。ただ、荀子においては「人の性は悪なり。その善なる者は偽なり」と性悪説を主張するにもかかわらず、なお一方で、「師法の化」を力説している。

善を積み徳を成し、而して神明自ら得、聖心備わる。故に跬歩を積まざれば、以て千里に至ること無し。小流を積まざれば、以て江海を成す無し。

(荀子 勸學)

努力を積み重ねて、徳を完成させ、聖心が身に備わるようにしなければならぬ、というのである。

このように、荀子においては、なお、後天的な修養による内面的道徳性の完成を信じているが、韓非はそれを否定する。そして、今の世に、仁義道徳は何のよきことを齎らそうか、という。

文王は仁義を行いて、天下に王たり。偃王は仁義を行いて、その國を喪せり。

(韓非子 五蠹)

その上、韓非は、意志を通じあわせることの困難さを指摘する。

其の説を徑省すれば、則ち以て不智と爲して之を拙く。米鹽博辯なれば、則ち以て多と爲して之を交す。事を略し竟を陳ぶれば、則ち怯懦にして盡さずと曰い、事を慮ること廣肆なれば、則ち草野にして倨侮なりと曰う。此れ説くことの難き、知らざるべからず。

(韓非子 説難)

これらを論拠とする韓非の人間観は、人間の暗い面を強く意識した、人間不信論である。特に、民衆は何をなすべしかを知らないし、知ろうともしない、という。

それゆえ、韓非は、仁義道徳を捨て、外面的・強制的規範たる法に、目を向けるのである。

今、不才の子あり。父母、之を怒るも、爲めに改めず。郷人、之を謙むるも、爲めに動かさず。師長、之を教うるも爲めに變ぜず。夫れ父母の愛、郷人の行、師長の智を以てし、三美焉に加う。而も終に動かさず。その脛毛も改めず。州部の吏、官兵を操り、公法を推して姦人を求索すれば、然る後恐懼し、その節を變じ、その行を易う。故に父母の愛も、以て子を教うるに足らず。必ず州部の嚴刑を待つ者は、民は固より、愛に驕り威に聽けばなり。

(韓非子 五蠹)

といって、いかなる愛情といえども、もぢまえが悪である人間には何の効果もありはしない。役人が武器と法令と

によって取締ったときにのみ効果がある。ゆえに、法こそは仁愛にまさって、性悪なる人間を管理する際に役立つのである、と法の有用性を説くのである。

次に、韓非は、法の有用性・優位性を、歴史的にも証明しようと試みる。ここで、我々は彼の歴史観を知ることができるわけである。

彼は言う。上古以来、生活様式は変化し、それに伴って指導原理も亦変化してきた、と。すなわち「世、異なれば、事、異なり」「事、異なれば、則ち備變す」従って、「上古は道徳に競い、中世は智謀を逐い、當今は氣力を争う」(五蠹)という考え方が生ずるに至る。この考え方は、一種の發展史観ともいえよう。

この發展は、生活様式(生産力をも含めた)の変化に伴うものであるために、必然的な変化である、と考えられた。夫れ古今、俗を異にし、新故、備を異にす。如し寛緩の政を以て急世の民を治めんと欲すれば、猶轡策なくして驛馬を御するがごとし。

(韓非子 五蠹)

当代の民を治めんとするには、これらの生活様式の変化を認識する必要がある、という。しかるに、儒家や墨家の徒は、先王の時代にのみ適切としか言えなかつた理念を、当代にも、あい変わらず施すことができると考え、仁義や兼愛を主張する。しかし、それは世の変化を知らぬ者の言であつて、「今、堯舜禹湯武の道を當今の世に美とする者あらば、必ず新聖の笑と爲らん」(五蠹)滑稽なことなのである、と。

さて、韓非は、以上の如き人間観と歴史観とに基いて、独自の政治理論を構築したのである。

すなわち、人間は利によって行動する存在であり、民衆はとりわけ愚鈍な存在であるので、これに善行を期待することはできない。それゆえ、法によってその悪行を抑え、秩序を形成しなければならぬ、と主張するのである。

夫れ聖人の國を治むるは、人の吾が爲めに善なるを恃まずして、其の非を爲すを得ざるを用うるなり。人の吾が爲めに善なるを恃まば、境内、什數ならず。人の非を爲すを得ざるを用うれば、一國齊しく治を爲さしむべきなり。衆きを用いて、寡きを含つ。故に徳を務めずして法を務む。

(韓非子 顯學)

徳によつては、成し遂げ得ない、「治國」を法は実現し得るが故に法を行うのだ、という。

また、

夫れ嚴刑は民の畏るる所なり。重罰は民の惡む所なり。故に聖人はその畏るる所を陳べて、以てその表を禁じ、その惡む所を設けて、以てその姦を防ぐ。これを以て國安くして暴亂起らず。

(韓非子 姦劫弑臣)

民の畏れ憚る所の刑罰によつて、民の非行を禁ずるならば、國家は安定し、乱が起ることはない、ともいつている。ここでも、やはり法に基いて刑を定めて施行することこそ、政治を安定させる為の必須条件とするのである。

以上、韓非の思想をのべてきたが、彼の思想の要は、政治理論にある。そこにおいて、大きな役割を果たしているのが、法である。

では、韓非における法とは一体、如何なる性格を有していたのであろうか。

#### (四)

韓非子に見える法とは、君主の命令としての実定法であるとして、実定法のみを法源として認め、特に國家による制定法を重視し、実定法のほかに、これを超えた絶対的・普遍的な価値から導き出されるところの自然法を認めようとしないう立場——それが法実証主義なのであるが——であるとするのが、通常理解である。

ただ、韓非の自作とされる古い諸篇では、法の定義は必ずしも明確ではない。

それゆえ、田中耕太郎氏は、解老・喻老などの篇にみられる、道家とのつながりを重視して、「韓非の如きは商鞅、慎到の如き極端な法実証主義者ではなく、其の思想的根柢に自然法思想が伏在し、無意識にしろ実定法の權威が其處に置かれているものと認め得られるのではなからうか<sup>⑧</sup>」と論じておられる。

しかしながら、私はこの見解に賛成することはできないのである。なかでも韓非後学の作には、

人主の大物は、法にあらざればすなわち術なり。法はこれを圖籍に編著し、これを官府に設けて、これを百姓に布くものなり。

(韓非子 難三)

或いは、

明主の國、令は言の最も貴き者なり。法は事の最も適う者なり。言、二貴なく、法、兩適せず。

(韓非子 難三)

とあって、法とは、成文法として官庁に蔵され、人民に公布するものである、と考えられていた。また、明主の國では、法令こそが最高の權威である、とも考えられていた。

これらは、紛れもなく法実証主義の立場に立つものなのである。

そうして、韓非自身の考え方についても、彼の自著たる諸篇には、政治を混乱より救うための基準として機能する成文法によって統治し、君主権を強化して強國を致す、という考えが一貫して流れていることを看取しなければならぬのである。

「廉貞の行成りて、君上の法犯さる」(五憲)といつて、君主と法とを結びつけて考えており、「罰は重くして必し、民をして之を畏れしむるに如くは莫く、法は一にして固く、民をして之を知らしむるに如くはなし」(五憲)といい、「故に有術の君は、適然の善に随わずして、必然の道を行う」(顯學)といつているのは、政治の基準としての法を論じている例である。もう一つの、君主権の強化及び強國の道については、韓非子の各篇で論じている主題であるが、國家に仇なす、五つの害悪を除くべし、と論ずる五憲篇は、それが殊に明確にあらわれている例であるといえよう。従つて、韓非もやはり、実定法を重視する本来の法実証主義的立場をとつていた、と考えるべきなのである。

## (五)

次に、視点を少しく変えて、韓非の思想の特色といわれる現実主義的立場<sup>⑨</sup>について、考えてみたい。

確かにそのように言う事は誤つてゐるわけではない。韓非は、「參驗以て之を審にす」(姦劫弑臣)といつて現実と合致することを重んじており、又、「夫れ法を以て刑を行いて、君これがために流涕するは、此れ仁を効すも、以て治を爲すに非ざるなり」(五憲)ともいつて、そこには実効性を尊ぶ姿勢が見られるからである。

その上、他の個所においても、現実主義的立場を表明している個所を、指摘することは容易である。

しかしながら、現実主義的立場を、最もよく表していると思われる言葉に「便」がある。それゆえ、以下はこの「便」の用例を手掛かりとして、韓非の現実主義的立場を考えてゆくことにしたい。

「便」の字は、太田方によれば「便利の便」と解されている<sup>10</sup>。「淮南子」本經訓注にも、「便は利なり」とある。また「説文解字」にも、「便は安なり。人、不便あれば、之を便にす。故に人愛に从う」といっており、やはり便利の意味であることに変わりはない。

ところが、管見によれば、「便」の字は、「韓非子」全書には、二十四か所の使用例を数えることができるにもかかわらず、韓非の自著と考えられている古い諸篇においては、わずかに四例を算するのみなのである。しかも、

臣の利は、朋黨して私を用うるにあり。是を以て國地削られて私家富み、主上卑くして大臣重し。故に主、勢を失いて、臣、國を得、主は更めて蕃臣と稱して、相室、符を剖く。此れ人臣の主を譏わりて私に便にする所以なり。

(韓非子 孤憤)

ここでは、「私的な便宜をはかって、公的秩序にそむく」という意味合いで用いられており、法家思想の立場からは否定的な概念として用いられているに止まるのである。

その他の篇において、「便」の字の用例を検索してみても、説林下・内外儲下等に、散発的に見出し得るにすぎない。ただ、忠孝には三か所、「便」の字を見ることができ、これもやはり否定的な用法である。

僅かに、

公曰く、子をして高、國の上に立たしめんと。管仲曰く、臣貴し。然れども臣貧し、と。公曰く、子をして三歸の家あらしめん、と。管仲曰く、臣富めり、然れども臣疏なり、と。ここに於いて立てて以て仲父と爲す。管仲曰く、……(中略)……管仲は貪るに非ず、以て治に便するなり、と。

(韓非子 難一)

右の場合には、「便利の便」の意味に用いられている。しかし、そのような例はあまり多くはないのである。ところがかえって、同時代の他の書物の中に、「便利の便」の用例を見出すことができる。

南郡守騰、具道の番夫に謂う。古は民各々郷俗あるも、その利とするところ、及び好惡同じからずして、或は民に便ならず邦に害あり。……(中略)……而して令丞の明智ならざるは甚だ不便なり。

(雲夢秦簡 語書)

また、史記始皇本紀では、封建の論議の際、次のような応答があったという。

すなわち、丞相王綰は「諸子を立て」て、王となさんと上奏し、始皇帝がこの問題について群臣にはかると、「群臣以て便となす」と答え、大勢は封建を支持したにもかかわらず、廷尉李斯のみは敢てこれに反論し、「諸侯を置くは便ならず」と主張した。これが始皇帝に容れられ、その結果、郡県制が全国一律に施行されることになった、と。

さらに、荀子議兵篇後段には、

李斯、孫卿子に問うて曰く、秦、四世勝あり。兵、海内に強く、威、諸侯に行わる。仁義を以て之を爲すに非ざる也。便を以て事に従う而已。

とあり、商君書にも、

礼は事に便する所以なり。

(商君書 更法)

とある。これらの例では、「国家の統治に便利である」という意味で用いられている。

これこそは、法家の現実主義的な面をもっともよく表わす用法であるといえよう。また、これらの用例では、「便なり」という言葉が、つねに、秦の政治との関連において発せられていることにも注目すべきである。

なんとすれば、「便」の字が韓非子の古い諸篇の中でなく、他の同時代の文献の中で、秦の政治に言及される際に頻出するということは、秦の政治の方が、韓非の思想よりも、法家の現実主義的傾向により近いことを意味しているからである。

## (六)

秦の政治は、商鞅の変法以来、法家思想の影響の下にあった。それは、商鞅その人が刑死したことによっても、変ることなくその後學によって受けつがれていったのである。

それゆえ、戦国末の諸文献において見られる秦の政治の強い現実主義的立場については、商鞅以来の秦の伝統に基づいている、と解するのが自然である。

始皇は戦国を兼呑し、遂に先王の法を毀ち、禮義の官を滅す。専ら刑罰に任じ、躬ら文墨を操り、晝は獄を斷じ、

夜は書を理む。自ら程し事を決し、日に石之一を懸け、呈に中らずんば休息するを得ず。  
また、  
(漢書 刑法志)

始皇は終始五徳の傳を推し、おもえらく周、火徳を得たりと。秦、周に代りて徳、勝たざる所に従う。……(中略)  
……以て、水徳の始は、剛毅戾深にして事、皆法に決し、刻削にして、仁恩和議なし。然る後、五徳の數に合すと爲す。是に於て、法を急に於て、久しき者も赦さず。  
(史記 秦始皇本紀)

このように、史書は始皇帝の政治を批判し、それは「刻削にして、仁恩和議なき法治を行った為である」という。そして、その原因として、「孤憤・五蠹の書を読み」深く感ずる所あつたがゆえであるという。

しかし、この考えは當を得たものではない。  
それは、先に論じた如く、第一には、韓非の法思想は、法実証主義の立場に立ち、齊一で強固な法による統治、君主権の強化により強國を致す為の法を考ふるのに対し、秦において行われていた法は、歴史的・社会的条件を考慮した柔軟な法、成文法以外の判例法を認めるような、それ自体、生きて變動している法であつたからである。

第二には、現実主義的立場に関しては、「便」の用例の如く韓非よりも、秦の政治の中で見られる思想の方が、より徹底していたからである。

もう一度言い換えると、秦は、法の施行・運用の面では、法律万能をむしろ否定しており、韓非の思想ほどには徹底的ではなかつたが、政治施策の面では、韓非を越えて、極めて現実主義的に行動した、ということが出来るのである。従つて、韓非の法思想は、秦の現実とは遊離していたと考えなければならぬわけで、史実の言う如き韓非の思想の、秦への深い影響は否定せざるを得ないのである。

しかしながら、郡県制の施行、文字の統一など秦の天下統一によつてなし遂げられた事業は多く、その影響は永く後世にまで及んでいる。

それは一面では、

故に明主の國、書簡の文なく、法を以て教と爲す。先王の語なく、吏を以て師と爲す。私劍の捍なく、斬首を以て勇と爲す。是を以て境内の民、その言談する者は必ず法に軌し、動作する者は之を功に歸し、勇を爲す者は

之を軍に盡す。是の故に事なければ則ち國富み、事あれば則ち兵強し。此を之れ王資と謂う。既に王資を畜わえて敵國の聲を承く。五帝を超え三王に侔しき者は必ず此の法なり。

(韓非子 五蠹)

と語った韓非の理想が実現した、とも言うことができよう。

しかし、韓非は秦帝國のあまりにも早い崩壊までは、予見することはできなかった。

それはなぜであろうか。

私は韓非の鋭い論理も、現実から、やや遊離している点があった為である、と考えたい。

秦は強大な権力を誇っているかに見えたが、実は「非公室告」の存在を容認しなければならなかったことでも判る如く、権力の介入を許さない郷党集團の強固な団結を黙認し、それを利用して、支配が成り立っていたのである。

このような民間秩序の力を軽視して、抑圧することをのみ考えていた韓非は、民衆の内発的な力を、本当には認識し得なかったわけで、我々はそこに、彼の思想の限界を考えなければならぬ、と思うのである。

### 注

(1) 「云夢睡虎地秦墓」(一九八一年九月・文物出版社)による。

(2) 『』で囲んだ部分は注①所載の写真版には存在しない。「睡虎地秦墓竹簡」(一九七八年十一月・文物出版社)に従い、補った。

(3) ( )で囲んだ部分は、異体字・仮借字を通行の字体に改めたものである。さきの「睡虎地秦墓竹簡」によった。

(4) ①②掲示の資料のほか、『雲夢睡虎地秦墓竹簡』訳注初稿(承前4)——法律答問上——(中央大学大学院研究論集13の1)を参考にした。

(5) 読書雑誌四「漢書」第十二、八丁表『行事』

- ⑥ 宇都宮清吉「漢代社会経済史」六十七頁。
- ⑦ 容肇祖「韓非的著作考」(古史辨四・六五三頁)。木村英一「法家思想の研究」(一九四四)の中に含まれる「韓非子考證」及び、金谷治「秦漢思想史研究」四十頁。
- ⑧ 田中耕太郎「法家の法実証主義」十八頁。
- ⑨ 金谷前掲書四十二頁。
- ⑩ 太田方「韓非子翼龜」漢文大系本十六の二十五。及び四十三の三十五。
- ⑪ 太田前掲書には、「是下脱以字」という。よって補う。陳奇猷「韓非子集釈」も同じ意見。